

「被爆体験者」問題の解決にむけて

～忘れられた被爆者にも光を～

1. 被爆地域

長崎の被爆地域は原爆投下時の「長崎市」を基本に南北12km までが「被爆地」となりました。しかし、行政区域で決められたために12km 以内の人でも「被爆者」とは認められていません。

その後、このような被爆地の決め方はおかしく、是正するべきだという運動が起きました。その結果、1974年（昭和49年）に時津町や長与町が、その2年後に現川、田上、柿泊などが健康診断特例地域に指定され、事実上の「被爆地」となりました。しかし、旧西彼郡の香焼、深堀、茂木、日見、矢上、喜々津、古賀、伊木刀、三重、式見などは12km 圏内であるにもかかわらず、被爆地とは認められませんでした。これらの地域では、黒い雨、放射性降下物が降り注ぎました。また、中心部から多くの被爆した人々が逃げてきました。これらの地域は、これらの要素で地域全体が放射線に汚染された地域です。急性放射線障害はもとより、健康被害は深刻なものがあります。

2. 「被爆体験者」事業

2003年（平成14年）に「健康診断特例地域」にいる「被爆体験者」として認定されました。そして、原爆の放射線の影響は認められないが、「被爆体験」による精神的要因に基づく PTSD が認められ、健康診断や医療費の支給が認められるようになりました。

しかし、「被爆体験者」に原爆放射線の影響を認めようとしない国は、様々な制約を設けて被爆体験者を被爆者と認めない差別政策を続けてきています。被爆地域と認められない地域の人々も65年間、様々な健康被害を被っています。原爆の放射線は「長崎市」という行政区域内だけに影響するとも言えるのでしょうか。被爆地域は「12km 内」の全ての地域が該当するのではないのでしょうか。

3. 長崎地裁に提訴

このような理不尽な国のやり方に対して、このような被爆体験者たちは12km 圏で被爆した全ての人を「被爆者」と認めるよう要求して、2007年11月15日、長崎地裁に裁判を起したのです。

4. 被爆者問題の包括的解決を

この間、原爆問題は大きな政治課題となりました。与党プロジェクトや民主党原爆問題議員懇談会では、①原爆症の認定見直し問題、②在外被爆者問題、③被爆体験者問題、④被爆二世問題の4つの問題が課題となっています。政治的な課題の①②③とも、裁判による問題提起があってはじめて政治の課題になったものばかりです。裁判で負けてようやく政治が動いたという経験は「在外被爆者」裁判で何回も経験したことです。

被爆体験者の問題も、裁判に持ち込んでようやく根本的な問題解決へ動き出しました。政治の貧困を感じざるを得ません。

5. 裁判勝利と根本的な解決のために

第1回の裁判が2008年1月28日に行われ、原告は395人になりました。以来、16回の口頭弁論が開かれています。被爆者が死に絶えるのを待っている国に負けずに、この裁判の闘いを進めていきたいと思えます。

連絡先: **全国被爆体験者協議会**

〒850-0052 長崎市筑後町2-1 長崎県教育文化会館4F TEL・FAX095-822-5253